

# 予防接種 忘れていませんか？

## 3/1(日)～3/7(土)は、 「子ども予防接種週間」です

4月の入園、入学に備え、この機会に母子健康手帳で予防接種の実施状況を確認し、まだ接種していない予防接種がある場合は、早めに接種しましょう。  
接種を希望する際は、事前に医療機関に申し込んでください。

※日本脳炎については、平成7年4月2日～19年4月1日生ま

れの方は、接種期間が20歳までに拡大されています。

○ヒブ（インフルエンザ菌b型）

2～60か月

○小児用肺炎球菌

2～60か月

※ヒブ、小児用肺炎球菌については、接種開始年齢により接種回数や間隔が異なります。

○子宮頸がん 小学6年生～高校1年生相当の女子

※子宮頸がんについては、平成25年6月14日から、接種の積極的な呼び掛けを控えています。

○水痘（水ぼうそう）

1～3歳未満

※水痘については、今年度（3月31日(火)まで）に限り、3～5歳未満の方も接種が1回可能です。（水痘にかかったことがある方、任意接種で接種回数を受けた方は対象外）

その他 三種混合ワクチンは、販売が中止されました。この接種を希望する際は、さくら館または医療機関に問い合わせてください。

照会先 さくら館 ☎85-0800



### 就学通知を 送付しました

今春小学1年生になる児童、または中学1年生になる生徒がいる家庭に、1月9日付けで就学通知書を送付しました。

まだ就学通知書が届かない場合は、問い合わせてください。

対象児童・生徒の生年月日

○小学1年生 平成20年4月2日～21年4月1日

○中学1年生 平成14年4月2日～15年4月1日

照会先 教育委員会学校教育課 ☎85-7600

### 「平成26年度の高齢者肺炎球菌ワクチン」 予防接種対象者の方へ

～接種期限は3月31日(火)まで～

昨年10月から定期予防接種となった「高齢者肺炎球菌ワクチン」は、接種できる年度が、年齢によって限定されています。

今年度対象となる方には、昨年9月に「接種券（黄色）」を送付しました。

接種を希望する方は、3月31日(火)までに接種してください。

※期限を過ぎた接種券は、使用できません。

対象 平成27年3月31日時点で次のいずれかに該当する方

- 65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の方
- 101歳以上の年齢の方
- 60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいの方

（身体障害者手帳1級相当）

自己負担額 3,000円

※生活保護世帯および町民税非課税世帯の方は、申請によりワクチン接種に係る費用が全額免除されます。

照会先 さくら館 ☎85-0800

### 町指定ごみ袋の文字が 青色に変わります！

4月から「燃せるごみ」の町指定ごみ袋の印刷色とデザインが変わります。

在庫がなくなるまでの間、新旧両方のごみ袋が店頭に並び場合がありますが、現在家庭にあるものも含め、旧ごみ袋（緑色の印刷）も、4月以降もそのまま使用できます。

○印刷色  
変更前 緑色  
変更後 青色

○ごみ袋のデザイン（印字）  
変更前 「チャレンジ25」  
変更後 「Fun to Share」

※ごみ袋の大きさ（容量）、価格に変更はありません。

照会先 環境課 ☎85-9565



箱根路森林浴ウォーク2015  
事前申し込みを受け付けます

ゆっくり歩いて初夏の箱根を楽しみましょう。

日時 5月17日(日)（小雨決行）

集合 8時

スタート 9時

スタート・ゴール会場 レイクアリーナ箱根（芦之湯・石仏コースのスタートは芦之湯集会所）

コース

①芦ノ湖一周コース（22km）

레이크アリーナ箱根～芦ノ湖西岸～箱根関所～元箱根～箱根園～레이크アリーナ箱根

②箱根湿生花園コース（16km）

레이크アリーナ箱根～耕牧舎跡～温湯～諏訪神社・長安寺～箱根湿生花園～温湯～耕牧舎跡～레이크アリーナ箱根

③芦之湯・石仏コース（14km）

芦之湯集会所～東光庵～精進池～お玉ヶ池～箱根関所～箱根園～레이크アリーナ箱根

※このコースは、箱根関所まではガイド付の集団歩行、箱根関所からは自由歩行となります。

対象 健康で大会の決まりおよびウォークマナーを守る方（小学生以下は要保護者同伴）

申込・照会先 箱根路森林浴ウォーク実行委員会 ☎86-3300

参加費 大人1,000円、中学生以下は無料（参加費にはガイドブック、記念品、傷害保険料などを含む）

申込方法 パンフレット上の払込取扱票により、4月30日(木)までに最寄りの郵便局で参加費を払い込んでください。

パンフレットは、町立公共施設などで配布しています。

※③は先に電話で申し込みが必要です。（定員100人。申込順）

その他

・4月15日(水)までに申し込んだ方の名前が、大会ガイドブックに掲載されます。

・①②は当日も申し込みを受け付けます。（合わせて先着200人。参加費1,500円）

申込・照会先 箱根路森林浴ウォーク実行委員会 ☎86-3300

### 多くの皆様のご利用ありがとうございました

～施設・公園の閉館、廃止のお知らせ～

3月31日(火)をもって、次の3施設が閉館、廃止となります。オープン以来の利用、ありがとうございました。

○箱根芦之湯フラワースセンター

昭和63年4月29日のオープンから、26年間の歴史に幕が下ろされます。

3月1日(日)から31日(火)まで、閉館謝恩セールを開催します。（期間中の入館料無料、館内のベゴニアなどセンタリーが保有する鉢植えの販売）

照会先 箱根芦之湯フラワースセンター ☎83-7350

○育苗施設「宮城野圃圃」

施設の廃止に伴い「緑の銀行」の樹木保管や配付、パングリーなどの花苗の育苗も終了します。

なお、自治会などに植栽をお願いしている沿道美化活動用の花苗配付や、町管理花壇の整備は、引き続き実施していきます。

照会先 環境課 ☎85-9565

○都市公園「蓬菜園」(小涌谷)

照会先 都市整備課 ☎83-9566

### 国民健康保険の減免制度

～非自発的失業者に係る  
保険料の軽減措置～

国民健康保険では、加入者（加入中の方）のうち、倒産や解雇などの理由により離職（非自発的な失業）した方に対し、保険料の軽減措置を設けています。

離職から一定期間、前年の給与所得を100分の30として算定し、賦課します。 ※給与所得以外の所得や、同じ世帯に属する他の被保険者の所得は、通常どおり算定されます。

※確定申告などをしていない方で、所得が確定していない方は軽減されません。

対象 次の要件を全て満たしている方

- 離職時点で65歳未満であること（離職日が65歳を迎える誕生日の前々日まで）
- 雇用保険受給資格者証を持っており、特定受給資格者（離職理由コード11・12・21・22・31・32）または特定理由離職者（離職理由コード23・33・34）に該当していること
- 離職日が平成21年3月31日以降であること

軽減期間 離職日の翌日の属する月から、離職日の翌日の属する年度の翌年度末、または国民健康保険の資格喪失までの期間

※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

※会社の健康保険への加入などにより、国民健康保険を脱退すると終了します。ただし、当初の失業軽減から2年以内であれば、国民健康保険脱退後に再加入する場合は、再び軽減の対象となる場合があります。

申請方法 雇用保険受給資格者証、印鑑（認印）を持参し、申請してください。

その他 震災や風水害といった災害で被災した場合や、失業などにより所得が前年に比べて著しく減少した場合は、保険料の減免や、医療機関などの窓口で支払う一部負担金の支払いを猶予または減免する制度があります。

保険料や一部負担金の支払いが著しく困難となっている場合は、相談してください。

申請・照会先 保険年金課 ☎85-9564